

令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会 議事録

■ 日 時 令和7年11月26日（水曜日）午後4時00分～午後5時22分

■ 場 所 対面及びオンラインの併用

■ 出席委員

片谷会長、荒井第一部会長代理、宗方第二部会長、愛知委員、尾崎委員、玄委員、袖野委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、森川委員、保高委員、横田委員、渡部委員

■ 議事内容

1 答申

「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに【騒音・振動】及び【景観】に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (11 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	(仮称) 八王子西工業団地内工場 新築工事事業	令和7年10月20日
2 変 更 届	多摩都市モノレール(上北台～箱 根ヶ崎)建設事業	令和7年10月20日

令和7年度
「東京都環境影響評価審議会」
第9回総会
速記録

令和7年11月26日（水）
対面及びオンライン併用

(午後 4時00分 開会)

○石井アセスメント担当課長 それでは、定刻になりました。本日は、東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただきありがとうございます。

本日の進行は、アセスメント担当課長の石井が務めます。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち14名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○片谷会長 本日は傍聴の申し出があると伺っております。

議事に入ります前に、傍聴人を入室していただくように御案内ください。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっておりますので、御留意ください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方々が入場されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料につきましては、適宜画面に投影しますので、そちらを御覧ください。

○片谷会長 それでは、ただいまから、令和7年度東京都環境影響評価審議会、第9回総会を開催いたします。

本日の会議は、お手元の次第にもございますように、答申が1件及び環境影響評価調査計画書の受理報告がございます。

それでは、次第の1番でございますが、「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第二部会で審議をしていただきましたので、その結果について、まず第二部会長の宗方委員から報告をしていただくことにいたします。

では、よろしくお願いいたします。

○宗方部会長 宗方です。

では、資料1を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○石井アセスメント担当課長 それでは、朗読いたします。

令和7年11月26日

東京都環境影響評価審議会

「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙となります。

「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和7年5月30日に「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

工事の完了後の施設の稼働に伴う騒音・振動は評価の指標とした規制基準を下回っているが、施設は24時間稼働を行う計画であり夜間の時間帯も含め、施設の稼働に伴う騒音・振動が懸念されている。計画地に近接して住宅地が存在することから、これらの騒音・振動については、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討するとともに、周辺住民への十分な周知・説明を行うこと。

【景観】

計画地に近接して住宅が存在しており、新工場棟及び水槽試験室の建設に伴う景観への影響が懸念されることから、いずれの建築物も配置や高さ、屋根の形状、計画地敷地境界付近の植栽等について、周辺環境に配慮したものとなるよう検討し、影響の低減に努めること。

付表については御覧のとおりとなります。

以上となります。

○宗方部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、東京都東久留米市前沢三丁目に位置する、釣り用品、ゴルフ用品等の加工・組立・製造工場において、取得した隣接地を活用して新たに新工場棟、水槽試験室などの建築物を建設することにより、生産機能を備えた工場再編を図るものです。

対象事業の種類は「工場の設置」です。

本評価書案は、令和7年5月30日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いただきました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民及び事業段階関係市長である東久留米市長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会を令和7年10月10日に開催し、4名の方の公述がありました。

本件の審議にあたり、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成にあたりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

最初に【騒音・振動】の意見ですが、本事業で建設される新工場棟は24時間稼働を予定しており、また、現況より生産能力が増大することから、夜間の時間帯を含めた施設の稼働に伴う騒音・振動の影響が懸念されます。

これらの影響に対し、不安を抱く都民意見が寄せられていることから、必要に応じて環境保全のための措置を検討していただくとともに、周辺住民に対して十分な説明を果たすことを求めることとしました。

次に【景観】の意見ですが、本事業では、住宅地の至近での施設の建設が計画されており、都民からの意見においても、特に水槽試験室による景観への影響や圧迫感への懸念が示されております。

事業者は、新工場棟及び水槽試験室について、今後、住宅地との離隔や敷地境界付近への植栽などを検討すると審議会にて述べていますが、その内容が明らかにされていないことから、建築物の配置や高さ、屋根の形状なども含めて検討し、景観への影響の低減を図ることを求めることとしました。

以上で私からの報告を終わります。

○片谷会長 ありがとうございます。

ただいま宗方部会長から報告していただきました内容につきまして、何か御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

なお、発言をされる際には、いつものことですが、最初にお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

では、御発言のある方、挙手をお願いいたします。

(無し)

○片谷会長 委員の皆様から、会場にいらっしゃる委員、あるいは、オンラインで参加されている委員の方々から挙手がありませんので、御発言がないものとみなすことにさせていただきます。

今の部会長からの報告をもちまして審議会としての答申としたいと存じますが、それではよろしいでしょうか。

オンラインで御出席の委員の皆様も、特に御発言はないという理解でよろしゅうございますか。

では、御同意いただけたものと判断させていただきます。

では、特に御異論はないということでございますので、そのようにさせていただきます。

では、答申書を読み上げていただくようお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

令和 7 年 11 月 26 日

東京都都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 片谷 教孝

「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案について
（答申）

令和 7 年 5 月 30 日付 7 環総政第 150 号（諮問第 563 号）で諮問があった、このことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から朗読していただきましたとおり、知事に答申することといたします。

それでは、次第 1 は終了いたしました。

次第 2 の受理報告に進むことにいたします。

受理報告につきまして事務局から報告をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、次第 2 の受理報告について事務局から報告いたします。

お手元の資料 2 を御覧ください。

11 月の受理報告は、環境影響評価調査計画書「（仮称）八王子西工業団地内工場新築工事事業」1 件、変更届 1 件を受理しております。

区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。

以上となります。

○片谷会長 それでは、ただいま受理報告がございました「（仮称）八王子西工業団地内工場新築工事事業」環境影響評価調査計画書でございますが、この計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたしたいと存じます。

まず、事業者の方に御出席いただくことにいたします。

事業者の方々を御案内してください。

（事業者入室）

○片谷会長 事業者の皆様方、御準備はよろしいでしょうか。

事業者の皆様方は御多忙の中、当審議会に御出席くださいますとありがとうございます。

では、案件の概要につきまして事業者の方から説明を受けることといたします。

先ほど準備はもうよろしいという御回答でございましたが、説明をされる事業者の方は、代表の方が冒頭で自己紹介をしていただいた上で、併せまして、ほかに御出席いただいている方々についても御紹介いただくようお願いいたします。その上で、案件に関する御説明をいただくようお願いいたします。

それでは、準備がよろしければ御説明を始めていただくようお願いいたします。

○事業者 私、本日参りました株式会社東京精密と申します。よろしくお願いいたします。

○事業者 私、大和ハウス工業と申します。よろしくお願いいたします。

○事業者 環境アセスメントを担当しております株式会社環境管理センターと申します。よろしくお願いいたします。

○事業者 環境プロデュースと申します。生物の担当をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○事業者 そうしましたら、環境管理センターから「(仮称)八王子西工業団地内工場新築工事事業」の環境影響評価調査計画書の内容について御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1ページを御覧ください。

本事業の事業者は、株式会社東京精密。

対象事業の名称は「(仮称)八王子西工業団地内工場新築工事事業」。

対象事業の種類は「工場の設置」となります。

本事業の概略について。

本事業は、圏央道八王子西インターチェンジに近接する利便性を活かし、川口土地区画整理事業により創出される産業用地の一角に、半導体製造装置の組立工場を新設する計画です。

対象事業の概略は、表3-1に示すとおりとなっております。

本事業では、最高高さ約28m地上4階の工場の設置及び付帯施設として守衛室等を設置する計画となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

本事業の目的については、近年世界的に半導体や精密測定機器の利用が拡大しており、

研究開発やデータベースの構築など、多くの社会基盤にも半導体が使用されています。今後さらに増え続ける半導体需要に応えるため、八王子市内の工業団地内に半導体製造装置の組立工場を新設することを目的としております。

続きまして、3ページを御覧ください。

計画地は八王子市の北西側、川口土地区画整理事業として造成工事が行われている地域内に位置しており、周辺の主要幹線道路として川口土地区画整理事業区域内の地下に圏央道が南北に走っており、計画地南側には圏央道八王子西インターチェンジがあります。また、計画地西側には主要地方道山田宮の前線が南北に走っています。

続きまして、5ページを御覧ください。

計画地及びその周辺の用途地域の指定状況として、現在計画地及び周辺地域は工業地域に指定されています。

続いて、7ページを御覧ください。

本事業の施設配置については、計画地中央に工場を設置し、その周辺に駐輪場や駐車場、守衛室などの付帯施設を設置する計画となっております。

続いて、8ページを御覧ください。

本事業における工場の断面図は記載のとおりであり、計画地は川口土地区画整理事業による切土と盛土の範囲にまたがっていることから、切土の範囲には直接基礎、盛土の範囲は杭打ちによる基礎工事を計画しております。

続きまして、10ページを御覧ください。

本事業において設置を計画する半導体製造装置の組立工場は地上4階であり、1階は厚生エリアと組立エリア、加工エリアと機械室、2階が厚生エリアと吹き抜け、機械室であり、3階は厚生エリア、組立エリアと機械室、4階は厚生エリアと倉庫となっております。

また、作業手順については、フロー図を御参照ください。

搬入された素材、部品については一度倉庫に保管され、製造装置ごとに各製造工程へ運ばれ、旋盤や研磨などの加工を行います。

加工が完了した製品は、検査のため別の工場へ搬出される計画です。

続きまして、11ページを御覧ください。

本事業において使用するエネルギーは、電気、ガス、軽油を想定しております。

また、屋上に太陽光発電設備を整備する計画となっております。

続いて、給排水計画について。

本事業では、給水に上水を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。

また、排水については、八王子市下水道条例などに定める下水排除基準以下に処理した後、公共下水道に放流する計画となっております。

また、本事業における雨水については、川口土地区画整理事業において整備される道路内雨水管を通して調整池へと放流する計画です。

続きまして、12ページを御覧ください。

本事業においては、工場立地法、東京における自然の保護と回復に関する条例及び八王子市緑化条例に基づく緑化基準を満足する緑化面積を確保する計画となっております。

続きまして、13ページを御覧ください。

本事業における工事の工程については、下表に示すとおりであり、令和10年着工、令和12年竣工、全体の施行期間は約23か月を計画しています。

工事期間中は1日で最大10台の建設機械が稼働し、原則として作業時間帯は8時から18時、日曜日、祝日は工事を行わない計画です。

なお、各工種の施工方法は下記に、主要な建設機械は14ページに示すとおりであり、本事業においては一般的な工種での工事を実施いたします。

続きまして、15ページを御覧ください。

本事業における工事用車両の主要な走行経路は、計画地が位置する川口土地区画整理事業区域内の区画道路から主要地方道山田宮の前線、または、今後整備予定の八王子都市計画道路3・3・74号左入美山線（北西部幹線道路）を經由し圏央道に至る経路を計画しています。

なお、主要地方道山田宮の前線から主要地方道八王子五日市線へと至る経路及び北西部幹線道路または主要地方道山田宮の前線を經由し、一般都道上野原八王子線へと至る経路については、通勤等に係る小型車両のみの走行を計画しています。

続いて、廃棄物処理計画についてですが、工事中に発生する建設廃棄物及び建設発生土は関係法令に基づき適正に対処いたします。

続きまして、16ページを御覧ください。

本事業における計画建築物は令和12年に供用開始を予定しています。

また、本施設の年間稼働日は原則として土曜日、日曜日、祝日を及び年末年始を除いた平日とし、稼働時間帯は8時30分から17時30分の計画となっております。

続きまして、17ページを御覧ください。

本事業における関連車両の主要な走行経路は、工事用車両の走行道路と同様となっております。

また、関連車両の台数については、1日当たり大型車が約41台、小型車が約182台を計画しております。

本事業においては計画地内に144台が駐車可能な平面駐車場を設置する計画です。

続いて、廃棄物処理計画についてですが、供用時における工場から排出される廃棄物は、工場内に設置する廃棄物保管庫に一時保管し、廃棄物処理法等に基づき適正に処理いたします。

続きまして、環境影響評価項目について御説明します。

少しページが飛んで恐縮ですが、107ページを御覧ください。

本事業において選定した環境影響評価項目は、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、生物・生態系、景観、廃棄物及び温室効果ガスの8項目となっております。

まず、大気汚染についてですが、こちらについては工事用車両及び関連車両の走行に伴う大気質。

騒音・振動については、工事用車両及び関連車両の走行に伴う騒音・振動及び施設の稼働に伴う騒音、低周波音。

地盤及び水循環につきましては、掘削工事に伴う地盤の変形による影響、建設工事及び施設の稼働に伴う地下水位及び流況の変化による影響。

生物・生態系については、工事の施行中における建設機械及び施設の稼働に伴う影響。

景観に関しては、施設の存在による影響。

廃棄物については、工事の施行中及び工事の完了後における影響。

温室効果ガスについては、施設の稼働に伴う影響に関する項目を選定しております。

続きまして、108ページを御覧ください。

選定した項目は107ページに記載のとおりですが、本事業は土地区画整理事業により整備された土地であることから、一部の項目については選定していない状況です。

まず、大気汚染の選定した項目については先ほど御説明したとおりですが、建設機械の稼働に伴う大気質については、ピーク時の建設機械の台数が10台/日と少ないことから、項目として選定しておりません。

また、工事の完了後においては、影響要因となるばい煙発生施設を設置しない計画であること、主な製造工程は加工・組立であり、塗装工程はなく、有機溶剤は製品の汚れ拭き

取り用に少量使用するのみであることから、施設の稼働に伴う大気質は項目として選定しておりません。

駐車場については、平面駐車場であり、設置台数も144台と少ないことから、駐車場の利用に伴う大気質は項目として選定しておりません。

続いて、騒音・振動について、こちらについても選定した項目は先ほど御説明したとおりとなっておりますが、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動については、ピーク時の建設機械の台数が10台/日と少なく、計画地から近隣住居までの距離が200m以上離れていることから、項目として選定しておりません。

また、工事の完了後における施設の稼働に伴う振動については、計画地から近隣住居までの距離が200m以上離れていることから、項目として選定しておりません。

続きまして、地盤及び水循環につきまして、選定した項目は、先ほど御説明したとおりです。

本事業では地下水の揚水は行わない計画であることから、こちらに関連する項目は選定していない状況です。

続きまして、109ページを御覧ください。

生物・生態系について、選定した項目は先ほど御説明したとおりですが、計画地は土地区画整理事業により既に造成された土地であることから、緑の量の変化の内容及びその程度は項目として選定しておりません。

景観について、こちらについても選定した項目は先ほど御説明したとおりとなっておりますが、計画地及び周辺は産業用地として造成された土地であり、計画地周辺に住宅地等の施設は存在しないことから、圧迫感の変化の程度は項目として選定しておりません。

廃棄物については、先ほど御説明したとおり、工事の施行中及び工事の完了後における廃棄物、温室効果ガスについては、工事の完了後における施設の稼働に伴う温室効果ガスについて項目として選定しております。

続きまして、110ページを御覧ください。

本事業において環境影響評価の項目として選定しなかった項目は、以下の9項目となります。

まず、悪臭については、本事業は一般的な建設工事となっております。また、本事業は半導体製造装置の組立工場であり、塗装工程はなく、有機溶剤の使用量もごく少量であることなどから、項目として選定しておりません。

水質汚濁については、工事の施行中における排水及び完了後における工場排水及び生活排水は全て公共下水道へ放流を行います。また、雨水排水は道路内雨水管を通して川口土地区画整理事業で整備される調整池へ放流される計画であることから、項目として選定しておりません。

土壌汚染については、計画地は産業用地として造成された土地であり、土地改変に伴う土壌汚染はなく、本事業においては特定有害物質の使用はないことなどから、項目として選定しておりません。

地形・地質については、計画地は土地区画整理事業により造成された土地であり、大規模な造成等による斜面の形成は行わないことから、項目として選定しておりません。

続きまして、日影、電波障害、風環境につきましては、計画施設の最高高さは約28m程度であり、さらに計画地周辺には住宅等の施設は存在しないことから、項目として選定しておりません。

続きまして、111ページを御覧ください。

史跡・文化財につきましては、計画地は土地区画整理事業により既に造成された土地であり、文化財は存在しないことから、項目として選定しておりません。

最後の項目となりますが、自然との触れ合い活動の場については、計画地は既に造成された土地であります。また、工事用車両及び関連車両の走行経路については、歩道や信号などが整備されており、アクセスに与える影響は小さいと考えられることから、項目として選定しておりません。

以上で環境影響評価項目の選定、非選定について御説明いたしました。

続きまして、一部の項目の調査地点について、少し御説明をさせていただければと思います。

120ページを御覧ください。

大気汚染の調査地点については、計画地内のNo. 1において大気質及び気象の調査を、計画地南西側の最寄り住居付近であるNo. 2において、大気質調査を実施する計画です。

また、工事用車両及び関連車両の主要な走行経路上のNo. AからNo. Dの4地点では、沿道大気質及び自動車交通量の調査を実施する計画となっております。

続きまして、123ページを御覧ください。

騒音・振動、低周波音の調査地点につきましては、大気汚染と同様の計画地内及びその周辺の住宅付近において環境騒音、低周波音の調査を、工事用車両及び関係車両の主要な

走行経路上の4地点で沿道騒音及び振動と地盤卓越振動を調査する計画となっております。
続きまして、137ページを御覧ください。

最後に、景観の調査地点につきましては、本事業の特性として、計画建築物は最高高さ約28m程度であり、可視できる範囲が限られるため、遠方の地点は選定せず、近景及び中景の土地区画整理事業の北側入り口や歩道橋、公園及び保育園などの人の利用が多い箇所や視野の開けた箇所などを調査地点として選定しております。

以上で「(仮称)八王子西工業団地内工場新築工事事業」に関する環境影響評価調査計画書の御説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○片谷会長 御説明ありがとうございました。

本件の環境影響評価調査計画書の部会での審議につきましては、第二部会で行っていただきますが、調査計画書についての部会審議は項目選定及び項目別審議に引き続きまして総括審議の形となります。

次の部会には事業者の方々には出席されない予定になっておりますので、調査項目などを事業者の方々に対して確認しておく必要がある点がございましたら、本日質疑応答をしていただければと存じます。

特に第一部会に所属されている委員の皆様方におかれましては、答申案が決定する前の最後の質疑応答の機会ということになりますので、お気づきの点がありましたら本日御発言をいただきたいと存じます。

それでは、御質問等の御発言のある委員は、挙手をしていただくようお願いいたします。御発言いただく際は、いつもと同じでございますが、最初に御担当いただいている環境項目について御紹介いただいて、お名前もおっしゃっていただいた上で御発言をお願いいたします。

それでは、御発言のある方は挙手をお願いいたします。

森川委員、どうぞ。

○森川委員 大気汚染を担当しています森川です。

教えていただきたいのですが、これは川口土地区画整理事業の中でやられるということで、今は本計画のものだけが見えているのですが、事業者にお聞きすることか分からないのですが、周辺の同じような計画がどのぐらいあるとか、一緒に事業が始まるとか、工事計画とか、そのあたりの状況がもし分かればと思うのが1つ。

盛土の部分に基礎を建てていくとおっしゃったのですが、航空写真がございま

すよね。これで見ると大分凸凹が見えるような気がするのですが、盛土にするところはもうされているとされていてよいのでしたか。なので、工事としては建屋を建てるどころからということによろしいのですね。

○事業者 そうでございます。

○森川委員 ありがとうございます。

○片谷会長 事業者の方々、御回答いただく際は、オンラインで参加している委員もいるものですから、マイクに向かって声を発していただくようお願いいたします。

○事業者 大和ハウスから回答させていただきます。

まず、周辺の建屋の計画につきましてですが、現在まだ決まっているものは一つもございません。

ただ、アセス期間、この審議会の期間というのが2年、3年とかかりますので、その中で何か物件が決まってくる可能性はあるかなと思っております。ただ、現時点で何か決まったものはありません。

先ほどの造成後であるかというところなのですが、こちらは造成を既に完了しております。平たい平面ができている状況で、盛土、切土とも完了しております。

以上です。

○森川委員 ありがとうございます。

○片谷会長 森川委員の御質問は以上でよろしいですか。

○森川委員 取りあえずはよろしいです。ありがとうございます。

○片谷会長 では、ほかの御質問等の御発言を承りますので、御発言のある方は挙手していただきますが、先に手が挙がっている袖野委員からお願いいたします。

○袖野委員 環境行政を担当しております袖野でございます。

3点確認させていただきたいのですが。

1つ目は厚生エリアについてですが、断面図を見ますと割と面積的には広いのかなとお見受けしたのですが、上の階は食堂を含むとあるのですが、ほかの階はどういった用途になるのかという予定を教えてくださいと思います。

それから、2点目は溶剤のところですが、エタノールを使用されるということで、これはウエスで拭き取るだけであって、噴霧したりといった用途はなく、拭き取って廃棄物にするというような理解でよろしいのでしょうかという点です。

3点目は、太陽光発電のパネルについてですが、屋上に敷くということだと思っておりますが、

屋上いっばいに敷き詰められる予定なのか、それとも空調関係や室外機器とすみ分けるような形になるのか、決まっていれば教えてください。

以上です。

○片谷会長 では、事業者さん、回答をお願いいたします。

○事業者 大和ハウスです。

まず1つ目、厚生エリアの計画予定図になりますが、屋上部分は食堂を計画させていただいております。それ以外につきましては、基本的には事業者様の事務所エリアであったり、対お客様の対応エリアを計画させていただき予定になっております。

その次、溶剤についてですが、現在お聞きしている範囲では噴霧などはなく、基本的には汚れなどを拭き取る作業のためだけに使用するということでお聞きしております。

もう1点、太陽光発電につきましては、こちらは太陽光の具体的な計画はこれからはなりますが、御指摘のとおり、太陽光をおよそ半分ぐらいの屋根面に設置いたしまして、残りは室外機や生産施設のための設備関係を設置する予定でございます。

以上です。

○袖野委員 ありがとうございます。承知しました。

○片谷会長 袖野委員の御質問は以上でよろしいですか。

○袖野委員 はい、結構でございます。

○片谷会長 そうでしたら、ほかの委員からの御発言を承りますので、御発言のある方は挙手をお願いいたします。

宗方部会長、どうぞ。

○宗方部会長 第二部会で景観を担当しております宗方です。よろしくをお願いいたします。

景観について幾つか確認させていただきたいのですが。

まず1点目が、北側に公園が整備されているとなると、どんな公園かにもよりますが、散策路などの関係によっては、公園の中における景観ポイントが発生する可能性があるのかということで、何か御配慮されているといったことがあれば、1点目です。

それから、現状幾つかの景観のポイントが予定されておりますが、山間部ですので、当然、高いところから見下ろすというケースもあり、その場合は単純にボリュームだけではなくて、屋根のデザインとか色といったことも配慮に値する事項になるのではないかと思いますので、その辺についてのお考え。

最後に、先ほど太陽電池の話がありましたが、景観というよりも、太陽電池に反射した

光が周りにいわゆる光害を発生するという事柄も最近よく問題になっております。福島のほうの山に張ったものがえらいことになっているという話が出ておりましたが、今回そのようなことに対しての何か配慮ということは御検討されているか。

以上、お願いいたします。

○片谷会長 では、御回答をお願いします。

○事業者 環境管理センターです。

御質問3点のうち、前2つを回答させていただきます。

まず、北側の公園への配慮に関してですが、こちらに関しては今、土地区画整理事業と併せて一体で整備をされているような状況になっていて、基本的にはこちらで建物が建つ前提で公園も整備が進んでいると考えております。

なので、確かに散策路等々を整備される計画になっているのですが、基本的には一体で整備という形で考えているので、何かこちらで特別な配慮というふうには今考えておりません。

2点目の高低差、例えば上から見下ろすような箇所があればというお話でしたが、高低差に関していうと、基本的に計画地のある土地区画整理事業区域内のほうが周辺の住宅地より少し高い位置になっております。なので、上から見下ろす地点は基本的にないのではないかと考えております。

ただ、計画地のほうが高いという状況で、そうしたらそこに建物が建つとより見えるのではないかというお話もあると思いますが、そちらに関しては基本的に手前に小さい尾根などがあって、それで計画地のほうは遮蔽されると考えておまして、基本的に地点としては地区の方々とかが利用するような場所を選定している状況になっております。

○事業者 大和ハウスです。

引き続き、太陽光パネルの光害につきまして御回答させていただきます。

先ほど話があったように、こちらの土地はまず、周りの土地に比べて高い位置にございまして、現時点で周辺に相当の建物がないところから、まず光害による周辺へ直接、すぐさまの影響はないかと考えております。

ただし、将来的にどういう建物が建つかまでは想定はできませんので、太陽光パネルにつきましても、低反射性のものを採用したり、反射関係の項目につきましても検討しながら慎重に計画していきたいと思っております。

以上です。

- 宗方部会長 丁寧な御説明をありがとうございました。
- 片谷会長 宗方部会長、御質問は以上でよろしいですか。
- 宗方部会長 はい。
- 片谷会長 それでは、次に挙手をされている廣江委員、お願いいたします。
- 廣江委員 第二部会で騒音・振動を担当しています廣江と申します。よろしく願いします。

丁寧な御説明をありがとうございます。騒音・振動に関しまして選んでいただきました評価項目に関しては特に申し上げることはないのですが、選ばれなかったものについて2つほどお尋ねしたいと思います。

今も部会長の宗方委員から、周辺に比べて高い位置に建っているものに対する見通しというか、景観についての御質問があったと思いますが、同様に、高い位置にあるところで作業を行ったり音が鳴ったりする場合、伝搬を遮るものがないので、影響は及ぶと思います。

建設工事に関しては影響は少ないということでしたが、振動に関しては、確かにこれだけ離れていれば有感振動、すなわち人が感じる振動にならない可能性が非常に高いので、無視されることは理にかなっていると思いますが、音の場合でいいますと、周辺の環境によって、その環境を上回るような、十分聞こえるような音が鳴れば、当然周りの人たちにとっては影響ありと考えられます。

そこについて、基準は超えないかも、というか、超えないでしょうが、そこに対して何らかの配慮はあるのかということがまず1点目。

それから、ほかの項目も見まして、この計画は全般的に基準を超えないから評価をしないように受け取れるところが多くあるのですが、周辺の地域は航空写真からも分かるとおり、緑も多く、圏央道を除けば交通量も少ない一般道ですので、音環境からすれば十分に低いですし、そのほかの環境についても都心部に比べれば非常に良質な環境だと思われるのですが、地域性に関して配慮する方向というのは考えられないでしょうか。

以上2点です。よろしく願いします。

- 片谷会長 では、御回答をお願いいたします。
- 事業者 環境管理センターです。

御質問いただきました件で、まず1つ目の高い位置で工事をすることによって騒音の通りといったものが問題ないかというお話でございます。

今回、平面図で凹凸が分かりづらくて恐縮ですが、今回の計画地は黒枠でございまして、下の土地区画整理事業のほうで、この点線の部分が土地区画整理事業のエリアでございまして、それぞれ敷地境界の近くには緩衝緑地や法面を残して、いわゆる緑地、緩衝帯を作るという計画になっておりますので、200m以上離れた住宅との間に関しても騒音の配慮ができるのではないかと考えております。

もちろん工事自体でも工事業者のほうでは無駄な騒音は避けていただくなど、建設機械、アイドリングストップ等々の配慮をしていただく計画でございまして。

2つ目で、都心部と比較して緑豊かで配慮を要するエリアではというお話でございましたが、それはまさに御指摘のとおりで、我々としてもそういった地域であることを十分踏まえて計画を進めておるつもりでございまして。

ただ、先ほど図でお出ししておりますとおり、今回新たに造成されたエリアは全域工業地域に指定されてございまして、今回の計画地も工業地域のほぼ中心に位置してございまして、配慮はしつつ、工業地域もしくは周辺の準工業地域と連携したような開発を考えているところでございまして。

○廣江委員 ありがとうございます。

計画地を含む敷地の工業地域について基準等が高いのは理解しているのですが、既に一般道路の周りには宅地と思われるところもありますので、私が言いたいのは、いわゆる地域性というものを考慮しつつ、十分配慮していただきたいという点ですので、それを計画にきちんと盛り込んでいただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○事業者 かしこまりました。ありがとうございます。

○片谷会長 では、ただいまの意見につきましては、事業者の中での的確に対応していただくようお願いいたします。

廣江委員は以上でよろしいですか。

○廣江委員 はい。ありがとうございます。

○片谷会長 では、ほかの委員からの御発言を承ります。

では、玄委員、お願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 玄委員から順番を入れ換えていただきたいということで、先に横田委員からお願いできればと思います。

○片谷会長 はい。では、横田委員に先に御発言いただくことにいたします。

横田委員、お願いします。

○横田委員 第一部会で生態系を担当しております横田と申します。

2点お伺いしたいのですが。

計画地の北側の緩衝帯の部分の利用の仕方とか管理の在り方を、どのように検討されているのかというのが1点目です。

2点目が、今回、生態系、動植物の調査で200m圏を対象に、植物ですとブラウン・ブランケ法などで具体的なデータを取り直していただくような形になっているのですが、実質的に北側の法面、斜面といったところの樹林環境の調査が中心だと思いたいますが、そういった知見をどのように事業地内で保全措置に活かそうとされているのかということをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○片谷会長 今の横田委員の御質問に先に御回答いただきたいと思いますので、事業者、お願いいたします。

○事業者 環境管理センターです。

まず1点目の回答をさせていただきたいと思います。

その前に1点確認ですが、北側の緩衝緑地というのは、土地区画整理事業における北側の範囲を指していらっしゃるのか、それとも、計画地に対してなのか、そちらを先に確認させていただきたいと思うのですが。

○横田委員 後者のほうで、造成してある範囲が計画地の北側に少しはみ出していると思いますが、そういった裏手の空間になります。

○事業者 こちらの図だと分かりづらくて大変恐縮ですが、計画地の北側に関しては、これだと若干入っているように見えるのですが、本事業でそちらの斜面等の緑地は入ってなくて、基本的にそこと計画地の間には1本管理道が入っているような状況になっているので、基本的に計画地内にこちらが入ってくることはありません。

○横田委員 それは計画地外だというのは分かるのですが、計画地外ですが、事業地を介さないと入れないような場所だったりすると、事業者を介して管理しなければいけなかったりと思うのですが、どういう取扱いになっているのかと思った次第です。

○事業者 大和ハウスです。一部回答させていただきたいと思います。

北側の法面の緑地につきましては、まず今回の敷地外となっております。

今回の我々の造成地、敷地がずらっと横に並んでおるのですが、そちらと法面の間に一般道から接続している管理道路が1周ぐるっと回っているような形で整備されてございます。基本的に管理につきましては市や自治体のほうにお願いするような形で、そちらの管

理所から管理していただくということになっております。

したがって、今回の計画と、そちらについては基本的には別の考えになってきますので、2つ目の質疑でありました北側緑地をどう利用していくのかというところにつきましては、現在は特に考えはございません。

以上です。

○横田委員 取扱いについては分かりました。

生態系の知見に関しては、おそらく土地区画整理事業の中でデータも既にあって、今回また山側の調査をされるということなのですが、土地区画整理事業の影響と、今回新たに収集される北側の緑地における生物データをどのように事業計画地内で活用されたり、保全措置の中に反映されようとしているかというのが伺いたかったことで、それは北側の緩衝的なエリアではなくて、事業地内という話です。

例えば、緑地の法面があると思いますが、そこで表土などがあって、在来種か何かを検討されたりとか、そういったこともできるのではないかと思います、どのようにそういった保全措置をされようとしているのか、もし今お考えがありましたらお願いします。

○事業者 大和ハウスです。

現計画なので、今後これから詰めていく必要はございますが、まず今回の計画につきまして、東京都の条例や八王子市の条例のほうで緑地の計画を敷地内でさせていただき計画とさせていただいております。

そちらの緑地については基本的に、少なくとも過半以上は在来種を植樹させていただくというようところで、周辺環境への配慮をさせていただきたいと考えさせていただいております。

○横田委員 分かりました。土地区画整理事業としての環境保全措置が事業区画ごとに違った形で実現していくと、つながりや連続性といったものが確保されないと思うので、できるだけ一体的な保全措置に将来なっていくような配慮をしていただければと思いました。

以上です。

○片谷会長 今の横田委員の最後の御指摘は、事業者も御了解いただけるという解釈でよろしいですか。どこまでできるか保証があるわけではないかと思いますが。

○事業者 こちらについては、事業者の東京精密とは違うところになるかなと思いますので、敷地全体のことにしましては今後、社内で検討させていただきたいと思います。

○片谷会長 では、ぜひよろしくお願いたします。

横田委員は以上でよろしいですか。

○横田委員 結構です。ありがとうございます。

○片谷会長 では、続きまして、尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員 第一、第二部会で電波環境を担当しています尾崎と申します。よろしくお願います。

私は電気工学の人間で、確認させていただきたいのですが、この工場の新設というのは、半導体製造工場の組立工場ということの理解でよろしいですか。製造工程は一切入らないという理解でよろしいのでしょうか。

なぜかという、製造工程が入ると多分水とか、純水を使われたりとか、半導体というのは、結構機密な、わずかな異物とか汚れも嫌う素材なので、

廣江委員もおっしゃっていましたが、今回選定されなかった水質汚濁とか、そういったものを調査するだけ調査してみてもいいのではないかというのがあるので、その辺いかがでしょうか。

以上です。

○片谷会長 では、御回答をお願いします。

○事業者 東京精密から回答させていただきます。

今回の計画が、一応今ターゲットにしていますのが、シリコンウエハーの研削をする研削盤の工程になります。ですので、ウエハーを削る機械を作るというプロセスです。

正直、本音を申し上げますと、水を流して検査もしたかったのですが、今お話あったとおり、非常に純水、純度の高い水を使わなくてはいけないとか、環境面の必要がございます。こちらの工場では非常に難しいということで、こちらでアセンブリをして組み立てて完成した装置は、弊社の既存、石川町にあります八王子の工場に運んで、そちらはそういう環境を整えていますので、そちらで実際に検査をして出荷をさせていただくという流れになります。

こちらの工場ではあくまで組立だけを行うという想定でございます。

○尾崎委員 丁寧な御説明をありがとうございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

玄委員、御発言をお願いします。

○玄委員 ありがとうございます。第一部会で景観を担当している玄と申します。

先ほど景観に関して宗方委員からも指摘があったと思っています。私からは、今回選定

している場所を見ると、公園なり、あとは保育施設なり、いろいろな方が訪ねて行くところからどのように見えるかを調査するという話のところはいいと思うのですが、今回これは山間地域ということで、高さのほうがかかなり複雑のように見えていました。

それで、今回選んでいるところはそもそも、これが見えないところで選んでやっているか、そこまでは、高さの調査とかを既に調べた上で決めているものかというところを教えてくださいたいと思っています。

今回選んでいなかった場所以外でも、周辺を見ると公園や福祉施設とか、様々分布していますので、高低差が高いか低いかの関係が地図からはよく読めないところもあると思うので、可能であれば、実際に現地の周辺を回っていただいて、今の敷地がよく見えるとか、そういうところで追加して選定していただけるとどうかなと思っています。

○片谷会長 では、事業者さん、お願いいたします。

○事業者 環境管理センターです。御質問ありがとうございます。

景観の調査地点に関しましては、基本的に全地点、現地調査をして決定をしております。おっしゃるとおり、高低差によって一部確かに見えない箇所もあるのですが、基本的に見える箇所を今回は調査地点として選定させていただいて、人が多く訪れる箇所または計画地が可視できると考えられる場所について、今回は選定させていただいている状況になっております。

○玄委員 分かりました。既に高低差は調査の上で選定したということですね。

○事業者 はい。おっしゃるとおり、現地全て、この地点と周辺を回った上で調査地点を選定している状況です。

○玄委員 分かりました。ありがとうございます。

私から以上です。ありがとうございました。

○片谷会長 では、続きまして、羽染委員、お願いします。

○羽染委員 第二部会で廃棄物を担当しています羽染といいます。よろしく申し上げます。

先ほど尾崎委員が聞いてくれたので問題は解決したのですが、廃棄物の側から見ると、製造工場、半導体を作るのであれば、洗浄剤とかの強酸、フッ酸とかが出てくるはずだと思っていたのですが、それが出ないというのは、ではどこから半導体を持ってくるのだというのを聞いたかったので、八王子で作って持ってくるというのが分かりましたので、問題は解決しました。ありがとうございます。

○片谷会長 では、羽染委員の御質問は既に解決済みということでよろしいですか。

○羽染委員 私は理解しました。ありがとうございます。

○片谷会長 では、ほかの委員からまだ御質問等の御発言がある方がいらっしゃれば、挙手をお願いします。

荒井委員、どうぞ。

○荒井委員 廃棄物担当の荒井です。

建設工事中の廃棄物、そして施設が稼働した供用後の廃棄物、選定した項目に丸がそれぞれついてるので、これまでの議論で土地の大規模な整備等はないということ。ですから、土砂等の廃棄物はほとんどないと理解しましたし、土地の区画整備もほぼ終わっているので、森林等の伐採もないから、樹木等の廃棄物も大量に出ることはないということは理解できたのですが。

逆に、何が今後、環境影響評価の予測の対象になるのか、どんなものが建設工事中の廃棄物になり得るのかという点。

一方、供用後の廃棄物についても、組立工場ということですが、では組立に伴ってどんな廃棄物が主なものになって、それを予測していこうとするのか。ないものが今明らかになりましたが、では、ターゲットになるものは逆に何なのかというのを今の段階で見込みというのがあれば確認したいと思いました。

以上です。

○片谷会長 では、事業者、御回答をいただけますか。

○事業者 大和ハウスです。

まず、建設時の廃棄物で想定されるものにつきましては、今回確かに造成しておりますので、大きなものはないかと思っております。ただ一方で、これから基礎検討などをさせていただく中で、少なからず土壌は出てくるのではないかと考えております。

先ほど説明があったとおり、盛土の部分もございますので、杭は打設させていただく予定になっております。その杭に伴う汚泥関係も一部出てくるかと思いますが、大きなところではそのくらいかなと正直思っております。

○事業者 東京精密から。

稼働後の廃棄物になりますが、現状の弊社八王子の工場とほぼ同等で考えておりまして、実際に部品を梱包したときの梱包資材とか、比較的大きな部材を入れ込みますので木枠梱包等々があるので、木枠をばらしたものとかが、一般的な産業廃棄物を想定しております。

○荒井委員 分かりました。ありがとうございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

先に挙手をされていた方は一通り御発言されたかと思いますが、森川委員はまだですね。どうぞ、御発言ください。

○森川委員 もう1件確認をさせていただきたいのですが。

有機溶媒でエタノールということを書かれていて、具体名が書いてあるのですが、エタノールは洗浄用としては弱いのかなと思っておりまして、ここで正直に書いていただいたのかなと思っているのですが、エタノールでなくてはならないということで、ここで書かれているのですか。

○事業者 東京精密から回答させていただきます。

一応代表例として書かせていただいています。実際にはそれに近い溶剤類ですね。拭き取り洗浄剤がほぼ全てです。商品名でいいますと「ダフニー」とかいうものもあるのですが、基本的に作業環境側、作業者のほうがあまり負荷を受けないような薬品を使いたいということがありますので、どうしても有機溶剤中毒予防規則にかからないような薬品を選定して、それで拭き取り等を行う。作業環境をあまり高くしたくないということで選定する予定ではおります。

現状も八王子の工場、埼玉の飯能の工場も同じようなものを選定して、作業者が負担にならないような環境というところで選定をさせていただいております。

○森川委員 でも、水ではだめだということなのですね、やはり。

○事業者 そうですね。機械油をどうしても拭き取りたいものですから、ちょっと水だと難しいところ、あと、素材が鉄系のものが非常に多くございまして、濡らしてしまうとさびの問題が出てしまうということもあって、水溶性の洗剤系で洗浄するのは非常に難しいという状況です。

○森川委員 分かりました。

ただ、量としては少量と書いてあるように、アセスの対象にはならないということで、既存の工場とかで使っているような量で、例えば作業環境とか労働環境では問題ないという見込みでおられるということですね。ありがとうございます。

○片谷会長 今の御質問の御回答は、要するに、拭き取りだから少量でという意味だったという理解で合っていますか。

○事業者 その御理解で大丈夫だと思います。

○片谷会長 分かりました。作業環境を重視するというのは当然必要なことだと思いますの

で、そんな大量に使うわけではないという趣旨ですね。ありがとうございます。

委員の皆様であとまだ御発言のない方、あるいは、追加で御質問のある方。

では、廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 すみません、もう1つだけ。

各委員からの質問でこの組立工場の細かいところが分かったので伺いたいのですが、騒音・振動で施設稼働、供用後の予測、騒音、低周波音ということなのですが、先ほどから聞いていますと、基本的には組立工場と書いてあるのですが、施設の中にはクリーンルームとかもあるような記載になっています。

そうすると、組立の時間は平日の昼間みたいな感じですが、この工場の例えば中の清潔度を保つために、実は施設の設備というのは24時間稼働するようなものなのでしょうか。

今の計画の段階でその辺がもし分かっているようでしたら教えてください。

○片谷会長 御回答をお願いします。

○事業者 今回の計画につきましては、1階及び3階のほうに「CR」と記載させていただいておりますところがクリーンルームとして計画させていただいております。こちらは今、クラスは10,000のものを設定させていただいております。

御指摘のとおり、今回のクリーンルームにつきましては、空調関係でクリーン度を保つために、こちらについては、24時間設備は稼働する見込みでございます。

○廣江委員 先ほど水のことについていろいろと御質問が集中しているのですが、純水を作って工場の中で使うということはないが、空調に関しては24時間稼働のものになる、ほかのものはいわゆる加工時のみの稼働が基本だという理解でよろしいですね。

○事業者 はい、大丈夫です。

○廣江委員 ありがとうございます。以上です。

○片谷会長 ありがとうございます。

委員の皆様でまだ御発言が残っている方はいらっしゃいますか。

(無し)

○片谷会長 では、一通り委員の皆様からの御発言は消化できたようでございます。

では、一通り御発言いただけたということで、質疑応答に関しましては以上で終了とさせていただきますと思います。

事業者の皆様方、御多忙の中長時間にわたって御対応いただきましてありがとうございます。いいアセスメントの事例になるように努力を続けていただけることを期待してお

りますので、よろしくお願ひいたします。

では、事業者の皆様方、事務局が御案内いたしますので順次御退室をお願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。

(事業者退室)

○石井アセスメント担当課長 それでは、事務局より報告申し上げます。

先ほど説明のありました「(仮称)八王子西工業団地内工場新築工事事業」につきましては、答申案の作成に当たり、第二部会の委員の皆様は項目に係る意見照会を電子メールにてお送りさせていただいております。

12月1日まで評価項目の選定などについて御意見をお伺いしておりますので、第二部会の委員の皆様におかれましては、御意見をお寄せいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、受理報告を続けます。

10月の受理報告に係る助言事項、事業者回答はございません。

また、11月の受理報告に係る助言事項についてもございません。

受理報告については以上となります。

○片谷会長 ありがとうございます。

受理報告については以上で終了ということでございますが、委員の皆様から何かこの機会に御発言の機会を持ちたいという委員の方はいらっしゃいますか。

(無し)

○片谷会長 特に新たな御発言を希望される委員はいらっしゃらないようでございますので、これもちまして本日の審議会を終わらせていただきたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は「退出ボタン」を押して退室してください。

(傍聴人退室)

(午後5時22分 閉会)